

「次世代育成支援対策行動計画に代わる新たな計画について」

1. 次世代育成支援対策行動計画に代わる新たな計画（子ども・子育て支援事業計画）策定の背景

本市では、急速な少子化の進行などを踏まえて、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境の整備を図るため、平成 17 年度から平成 26 年度までを計画期間とする「習志野市次世代育成支援対策行動計画」を策定し、実施してまいりました。

そのような中、社会経済情勢や子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育ての負担や不安・孤立感が高まり、深刻な児童虐待などの問題や、異年齢の中で育つ機会の減少など、子どもの育ちをめぐる環境もまた大きく変化しています。

このことから、子どもとその保護者及び子育て支援に関わる人に必要な支援を行うとともに、全ての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、平成 24 年 8 月、新たに、子ども・子育て関連 3 法が公布され、これらの法律に基づく、子ども・子育て支援新制度が平成 27 年 4 月から開始される予定となっております。

2. 子ども・子育て支援事業計画の目的・内容

（1）目的

この新制度では、市町村が実施主体となり、地域における幼児教育・保育及び子育て支援についての需要を把握し、その需要に対する子ども・子育て支援の提供体制の確保等を内容とした、市町村による「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。計画の最大の目的は、子どもの視点に立った「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築です。

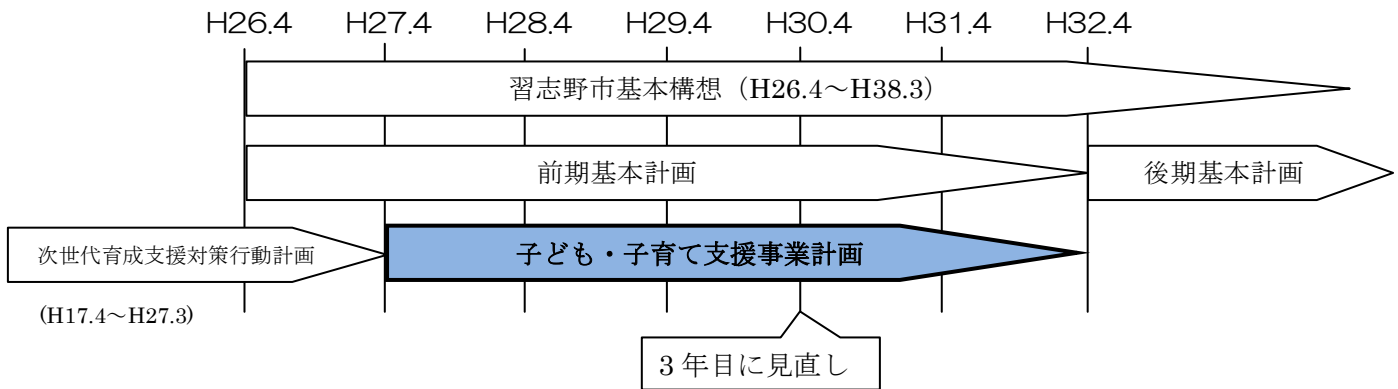
（2）内容

「習志野市子ども・子育て支援事業計画」の内容としましては、基本的には「習志野市次世代育成支援対策行動計画」を継承していくものと考えており、5 年を 1 期としております。また、国が示す計画作成基本方針に基づいて、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援について、「量の見込み」や「確保方策」を盛り込むとともに、延長保育事業やファミリー・サポート・センター事業、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業の充実も視野に入れた計画を策定していくこととなります。

（3）策定に向けた習志野市の取り組み

本市においては、平成 25 年 7 月に設立した、学識経験者や保護者等を構成メンバーとする「習志野市子ども・子育て会議」の中で、平成 27 年 3 月までの策定に向け準備を図っているところです。

3. 他の計画との関係



4. 計画の策定体制

(1) 庁内検討委員会・作業部会

関係部課等で構成する、習志野市子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会・作業部会

(2) 習志野市子ども・子育て会議

学識経験者や保護者、子育て支援に関わる方などが構成員となり、専門的な見地等から意見を伺う。

(3) 市民の意見の反映

ニーズ調査の分析及び子ども満足度調査やパブリックコメントの実施

5. スケジュール（予定）

日程	内容
平成25年9月26日～	子ども・子育て会議（平成25年度は年6回開催予定）
平成25年10月下旬～	庁内検討委員会・作業部会の開催
平成26年1月中旬	子ども満足度調査の実施
平成27年1月頃	パブリックコメントの実施
平成27年3月頃	習志野市子ども・子育て支援事業計画の策定・公表

6. 今後について

今後については、習志野市子ども・子育て会議等の中で、市民の方等の御意見を充分にお聴きし、関係機関と連携を図りながら、「習志野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、重要な観点である「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指し、総合的・計画的な子育て支援を推進していきたいと考えております。